

明治初期河内国におけるかわた村と在地社会—「草場」の紛争を事例に

アベレ・マイケル

はじめに

- 1871年10月12日（明治4年8月28日）に、太政官が「賤称廃止令」を發布し、エタ（かわた）と非人身分などの賤民身分の呼称と身分を廃止した。
- しかしそれ以前の明治4年3月に、太政官は「斃牛馬処理」制を廃止し、飼い主が死牛馬を勝手に売れるようになった。
 - 「斃牛馬処理」制＝かわた身分が無償で死牛馬をもらって取り扱う制度である。
 - 草場＝各かわた村が斃牛馬処理に従事するテリトリーのことである。
 - 草場株＝草場範囲にでる死牛を所持できる権利である。かわたでも草場株を所持しないと死牛馬を処理できない。
- 死牛馬を取り扱うかわた身分は江戸時代における皮革産業の大部分を独占し、その皮革産業は、かわたの生存を支える重要な一部であり、彼らは何世代にわたり、その生業を維持してきた。
- そのため、斃牛馬処理はかわたの生活と深い関係があったと言える。
- 本日の報告では、明治3年11月に起こった「草場」に関わる紛争、つまりその草場制度が廃止される直前段階に起こった紛争を分析し、明治初期における河内国のかわた身分と在地社会のあり方を明らかにする。

1. 史料群

- 本日の報告に利用する史料は河内国丹北郡更池村（図1のA1）の庄屋田中家所蔵家文書に含まれる。
- 更池村の中に本村＝百姓身分とかわた身分集団がある。庄屋田中家は両身分を支配していた。
- 明治元年（1868年）に、河内国丹南郡向野村（A2）の庄屋が幼年のため、その向野村内かわた集団も田中家に支配されるようになった。
- 使用史料＝2点→
 - 明治3年11月に向野村かわたが堺県へ提出した嘆願書。
 - 明治3年年末ごろ庄屋田中が整理した風聞書。

2. 事件のながれ

- 明治3年11月3日に、河内国丹南郡小山村（A3）で牛が病死したので、同村の者が向野村かわたへ、死牛を引取るように伝えてきたので、向野村の草場惣代が人足を小山村へ派遣した。
- かわたは死牛の元飼い主が小山村の百姓だと聞いていたが、小山村に着いたら、死牛は実際には道明寺村（A4）の「牧御役所」の所持なので、その役所へ行くよう指示を受けた。
- そしてかわたは道明寺の「牧御役所」へ赴き、死牛を引取る旨を申し出た。すると、牧役人の三根喜十郎から、「小山村で死去した牛は牧役所の牛なの

で、死牛の引取りには入札が必要だ。向野村のかわたが入札をしたければ、その旨を願い出るように」と指示を受けた。

- 草場の既成のロジックで、かわた（実際には草場株所持のかわた）が無償で死牛を引取ってきたので、入札したうえで死牛を買うのは、そのロジックに違反する。
- 風聞書によると、三根喜十郎は道明寺天満宮の元社役人であり、先年子細があり退役した者である。
- かわたが強いて願い立てたところ、役人三根喜十郎は「御一新なので、大坂中之島の通商司の出張所牧御役所の牛は、百姓の牛と違い、死んだら、勝手に売却できるので、諦めるように」と言った。
 - 通商司は明治2年8月に設置され、外国貿易の拡大、商品委託販売、手形流通などの促進を業務とする。
 - 明治3年7月4日に、大阪府は「牛馬商社開業ノ願出」に関する布令を出した。日本では肉牛を育てる商社がないが、利益は少なくない。牧牛馬商社を開業し肉牛を育てたい者を募集するので、有志の者は中之島通商司へ申請するように、という内容である。
 - 恐らく三根が肉牛を育てる前提には通商司との関係があった。
- 三根が上のことをかわたに伝えた後、かわたは2日間（入札の）日延べを願い、帰村した。
- 5日朝に向野村かわたは道明寺村の博労（耕作牛馬を売買する人）万二郎と相談するため彼の元に赴いたが、前夜三根喜十郎が死牛を大和国のかわたへ金3両2部で売り払ったと聞かされた。
- その後向野村のかわたは仕方がなく帰村した。そしてかわたは堺県へ、同県から死牛馬売買をしないよう命じてほしいと嘆願した。
- 向野村のかわたの訴訟は聞き届けられたかどうか未詳である。
 - しかし明治4年1月30日に、岸和田藩（大阪府南部）の民政局が支配村々へ「牧牛馬会社」に関する触れを通達した→「村々の斃牛馬、従前かわた共取り遣わし来たり候ところ、近来牧牛馬会社出張所出来に付き、心得違いかれこれ申す者これ有る趣、右は前の如くかわた共へ異議なく差し遣わし申すべく候事」
- そのため、堺県が向野村かわたの嘆願を受け入れ、その判断を堺県支配下村々へ申し渡した上で、隣の藩へもその判断を通達するように伝達した可能性があるのではなかろうか。
 - にもかかわらず、2ヶ月後、太政官は草場・斃牛馬処理を廃止した。

3. 風聞書

- 「牧御役所」とはいったいなんだろうか？そして、三根喜十郎はどのような理由で勝手に死牛を売ることができると思ったのだろうか？以下は「風聞書」から引用したものである。
 - 三根は通商司の「官事」という役名で牧牛馬商社の出張所を営ませてもらうように願って、そのための目論見書を提出し、金200疋を通商司へ上納した上で、それが聞き届けられた。

- 三根は目論見書の一環として、同人が道明寺村の辺りの博労の触頭になることを想定。恐らく牛が十分に供給されるのを確実にするために手先の博労が必要であった。
- 通商司へ出金した人の牛が死ねば、百姓牛と違って、元飼い主が勝手に処理できるとの風聞があった。
- 道明寺の辺りの博労は牛が死ねば、三根へ死牛を預かってもらうように依頼し、かわたが死牛を引取りに来たら、通商司の所有物だから引渡さないと申し立てる。
 - もしかわは博労へ礼金を払えば死牛を受け取れるが、そうでなければ三根は他のかわた村の無株（＝草場株を持っていない）村民へ売却する。いずれにしても、博労は儲かる。
- つまり、三根喜十郎は肉牛を育てることより、通商司との関係を抛り所として、博労の死牛を無償でかわたへ渡すのを避けることを狙ったと考えられる。

おわりに

- 今回の報告で使用した史料は、かわた身分、またはかわたの本村庄屋の側から書かれたものであり、三根喜十郎が本当に肉牛を畜養するつもりだったかどうかは未詳である。
- しかし博労とかわた、そして草場持かわたと無株のかわたの対立を確認できる。
- 博労は牛売買が専門なので元所持の死牛をできれば売却しようとするのは当然だった。それに対して生活するのに死牛が必要なかわたは牛馬処理制度を維持してほしかった。
- 博労は、死牛を無償で草場株持かわたへ渡すのを回避し、徐々に草場株を所持しないかわたへ死牛を売却しようとした。
 - しかし注目したいのは、その場合でも死牛を取り扱うのがかわた身分であったという点である。
- 更池村庄屋と岸和田藩が明治初期においても草場制度を支援したことに示されるように、草場は畿内社会秩序の1つの柱であったのではなからうか。

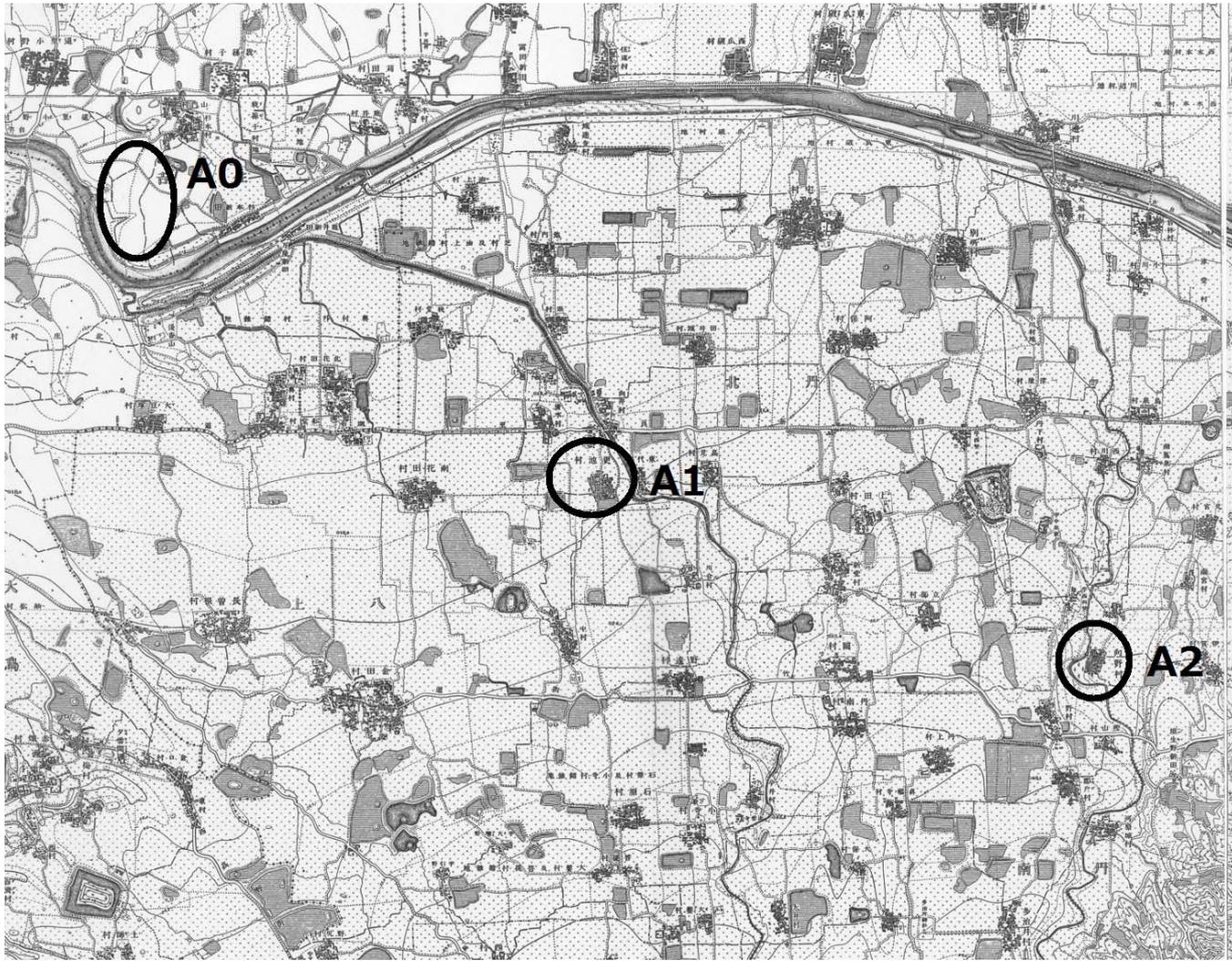


図 1